

学校災害対応マニュアル (改訂版)

平成24年5月
(令和7年3月一部改訂)

群馬県教育委員会事務局

「学校災害対応マニュアル」改訂の概要

1 改訂に至る背景

- (1) これまでの地震は、教育活動中に発生したものはわずかであり、大きな被害はなかった。平成23年3月11日に発生した東日本大震災においては、長期的な防災教育や実践的な訓練の成果により、多くの児童生徒等の生命が救われた一方で、津波災害時の避難行動の在り方等の課題が指摘された。また、本県においても、停電時の対応や児童生徒等の待機・引渡し等の課題が見出された。
- (2) 文部科学省は、有識者会議の意見や被災した学校の調査等に基づいて、「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」を平成24年3月に示した。また、群馬県教育委員会では、東日本大震災後の平成23年6月に県内のすべての学校（園）に対して「東日本大震災にかかる各学校園での取組調査」を実施した。
- これらを踏まえ、平成21年2月に作成した「学校災害対応マニュアル」を改訂することとした。

2 改訂版の位置付け

本マニュアルは、地震災害を想定した災害対応マニュアルの作成例であり、各市町村、各学校が、地域の特性や学校の実情に応じたマニュアルを作成する際に、活用するために作成したものである。

主な改訂のポイントは、以下の通りである。

3 改訂のポイント

- (1) 帰宅困難者が発生した場合の対応を想定
- ・災害発生時に、通学経路上の安全確保や保護者送迎が困難な場合や、公共交通機関の混乱等により一時的な帰宅困難者が発生した場合に、必要な対応や支援について加えた。
 - ・帰宅困難者が一時的に学校で過ごすための備蓄品について、自助と公助に分けて整備、管理することについて加えた。
- (2) 市町村等との連携と学校の役割について記載
- ・在校生と、市町村の避難者への対応について、各校の特性を踏まえ事前に市町村担当者と打ち合わせを行うことについて加えた。
 - ・各校や各市町村の備蓄品の内容についてや、使用にあたっての取り決め等の確認を加えた。